

# 月例総会議事録

- 1 招集日時 平成31年3月19日（火）
- 2 開会日時及び場所  
平成31年3月19日（火） 午後1時45分  
防府市役所1号館3階 南北会議室
- 3 閉会日時 平成31年3月19日（火） 午後3時04分
- 4 委員氏名

## (1)出席者（15名）

（1番）石川 眞平 （2番）池田 静枝 （3番）中山 博祐 （4番）宇多村史朗  
（6番）吉本 典正 （8番）古谷 修造 （9番）光井 憲治 （10番）田村 正信  
（11番）石田 卓成 （13番）鹿角 清美 （14番）池田 圭介 （15番）原田 道昭  
（16番）内田 成男 （17番）三輪 栄一 （18番）藤井 伸昌

## (2)欠席者（3名）

（5番）井元 均 （7番）木原 伸二 （12番）熊安 悦子

## 5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	内田 健彦
〃 局長補佐	永田 正明
〃 農地振興係長	秋里 幸
〃 書記	富永 大志郎

## 6 提出議案及び報告事案

議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第15号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による協議について

て

報告第16号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第17号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第18号 農地法第18条第1項但し書きの規定による合意解約通知について

報告第19号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第20号 現況証明書の発行について

報告第21号 農地法施行規則該当転用届について

報告第22号 防府市内の農地貸借情報について

## 7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

8番 古谷 修造委員

9番 光井 憲治委員

---

午後1時45分開会

○事務局 ただいまから3月の月例総会を開催いたします。

本日御欠席の御連絡がありましたのは、5番、井元委員、7番、木原委員、12番、熊安委員、3名様でございます。

過半数の委員が御出席ですので、会議規則第6条の規定により、総会が成立することを御報告いたします。

では、藤井会長、議事進行をお願いいたします。

○藤井会長 (挨拶)

本日の議事録署名人さんは、8番の古谷委員さん、9番の光井委員さんのお二方です。よろしくお祈りいたします。

それでは、議案審議に入りたいと思います。

議案第11号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書1ページ、資料の1ページになります。

議案第11号につきましては、農地法第3条の規定による許可申請が5件提出されており、5件とも所有権の移転です。

目的は、耕作規模拡大が5件です。

別途、営農計画書を御参照の上、御審議のほど、よろしくお祈りいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さんの説明をお願いします。

○11番 11番、石田です。

本案件は、—————の—————の前にある651m<sup>2</sup>の農地でございます。

現場は車が横付けできないような農地で、譲渡人の—————宅は女性2人のみしかいらっしゃらなくて、御主人さんがおられません。今まで、草刈りも大変だけどやってこられたとのことですが、もう管理も困るといふことで、ちょうどこの田んぼの奥に、今度譲り受けられる—————という方

が、今までその田んぼに、道の間から行くのに、この農地を歩いて行かれていたということで、この際、——に引き取ってもらえないかと御相談されたところ、——もこの農地を活用したいという御意向でしたので、引き受けることにされたそうです。

今、ハナシバなんかを植えてあるんですけど、田んぼにするには手入れの悪い農地なので、今後季節野菜やハナシバなどを植えて営農活動に取り組みたいとのことでした。

参考資料2ページに、ひととおり持っておられる農機具が書いてありますが、この——なんですけど、地元では一番よく農地に、夏場でも、朝早くから遅くまで出られている本気なおじいちゃんのございまして、——なんですけど、ばりばりやったださるので、地元としては大変いい案件じゃないかなと思っております。

以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、可決承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○9番 9番の光井です。

議案第11号の2は、所有権の移転の申請であります。

資料につきましては、3ページに位置図、それから4ページに営農計画書がありますから、これを参考に説明をしていきたいと思っております。

現地確認及び申請者、譲受人、両名の方には、3月の13日に行いましたので報告をいたします。

なお、現地につきましては、——の——から——の——方面へ向かって走行したら、200mから300mくらいのところに——の大きな看板が右手にあるんです。そのところをすぐ市道、大きな道があります。観光バスが通るような大きな道がありますから、それを——のほうへ上っていきます。そしたら、500mぐらい行ったところに、今回譲り受けられる——の——があるんです。

——には2つ——がありまして、——と、もう一個、若手の——が——をやっておられます。

なお、今回の申請地につきましては、この——のすぐ隣にあります。

今度、譲り渡される譲渡人、——につきましては、お宅を訪問したんですけども、ちょうど本人が不在で、奥様がいらっしゃったので、奥様にお話を聞いております。

なお、奥様によりまして、もう高齢であるということと、ほかにも大分——を持っておられ

らしいんです。4反、5反くらい、今回の申請地以外に———があり、これをやるのが年齢的に手いっぱいということで、今回、———へ現在申請している土地を譲り渡すと、双方で話し合われて決められたというお話を聞いております。

なお、譲受人の———につきましては、この土地を有効に活用して、———の生産に努めると言っておられました。

なお、———、譲受人は、公務員を退職されまして、自分の家が———農家だったんです。昔から、———では大きなミカン農家だったんです。退職後1年間、———へ———の栽培の勉強をしに行かれまして、その後、———を長い間やられました。そのうち、大分技量がついたということで、今回、去年から、———の全体の部会長をやっておられます。

農地法第3条の第2項について説明をいたします。

まず、第1号の全部効率利用要件について、譲受人につきましては、耕作要件、それから農機具等は確認しましたが、全てそろっているということで、効率的に利用されると見込んでおります。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定、第3号の信託要件には該当しておりません。

それから4号の農作業常時従事要件については、問題がないと判断しております。

それから、第5号の下限面積要件は満たしています。

それから、第6号の転貸禁止要件は、自分が耕作されるということで、該当はいたしません。

第7号の地域調和要件につきましても、何ら問題はないと考えております。

以上のことから、農地法第3条の第2項には該当しないということで、全ての要件をかなえているということを判断しております。

以上で報告を終わります。皆様の御審議のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○藤井会長 説明、終わりました。

審議に入ります。御意見のある方はお願ひします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手お願ひします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、可決承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明お願ひします。

○11番 11番、石田です。

本案件は、———所有の農地を———が譲り受けようとするものでございます。

場所については、———の———があるんですけど、そこのすぐ奥の農地になります。

譲渡人の———ですが、もう御主人がいらっしゃらなくて、今まで自分で管理を、いろんな人

に頼んでされていたんですけど、今後作れる見込みもないので、手放したいということで、最初、不動産屋さんに太陽光の関係でお話があって、そちらに譲られようとしていたんですけど、その話を聞かれた譲受人の——、すぐ近くの方ですけど、この方が、太陽光をそこに作られてしまっ  
ては、その奥に農地があって、そこに入れなくなって困るということで、それなら自分が何とか引き受けることにしようということでお話がまとまったそうです。

今回、日頃から、この——、青果市場に野菜を出しておられますけど、この畑、しばらく使っていないので何ができるかわからないんですけど、とりあえずニンニクとか芋を植えてみて、それでもできなければ、果樹か何かをとりあえず植えようかと考えられているようでございました。

委員といたしましては、ここの地区、いろいろ太陽光の問題とか、昔からあった地区ですけど、農業への思いも——はある方なので、しっかり管理してもらえれば、それでいいんじゃないかなと思っております。

以上です。皆様方の御審議をよろしくお願ひいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願ひします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手お願ひします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、可決承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明お願ひします。

○8番 8番の古谷です。

議案第11号の4は、——の農地を、——の要望によって、——が規模拡大のために購入したいとする所有権移転の申請です。

3月14日に農地の現地確認をし、農機具等が保管されている現地にて——にヒアリングし、また農機具の確認をいたしましたので、この結果について御報告をいたします。

なお、——は、御主人が亡くなられてからはこの農地は耕作されておらず、——が使用貸借を設定して管理されておりましたが、このたび、今後の耕作、——できないということで、——に譲りたいということで、購入されることになったようでございます。

農地の現況は、保全管理はされておりますが、大変、——のすぐ近くの田んぼということで石ころ等が多くて、最近の田植機等では稲作は難しいかなということで、このたび、畑地として活用したいということでございます。

この農地の場所は、お手元の資料の7ページのとおり、——の——より——を西に約300m下がったところにあります。

それでは、第3条の許可基準の該当表に基づき、この結果について御報告いたします。

農地法第3条第2項についてですが、第1号の全部効率利用要件については、農機具等の所有状況や農業に従事する人数から見て、効率的に利用されるものと考えます。したがって、該当しません。

第2号の農業生産法人要件及び第3号の信託引き受けによる権利取得については、いずれも該当しません。

第4号の農作業常時従事要件については、本人と奥さんでやるということで、該当しません。

第5号の下限面積についても、現在2町8反超耕作されておりますので、下限面積は超えております。

第6号の借地等の転貸については、今回所有権の移転という申請でございますので、該当しません。

最後に、第7号の地域との調和要件ですが、この地域の用水路の清掃に参加するとの確約もあり、地元委員としては、特に支障ないものと考えます。

なお、農地法第3条第3項の許可基準の第1号、第2号、第3号及び農地法第3条第4項については、説明は省略いたします。

以上のことから、地元委員としては、この許可基準は全てクリアしており、特に問題ないと判断いたしますが、皆さんの御審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○藤井会長 説明が終わりました。

審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○4番 4番、宇多村です。

所有権移転ですけど、これ、—————外1名とありますけど、————と。

○8番 奥さんの————です。

○4番 連名で買われる。

○8番 結局、譲りたいということは、ただであげたいということなんですよ。相当、譲与税がかかるじゃないですか。それで、連名で買われる。

○4番 連名で買えば、2分の1ずつということですか、所有権が。

○8番 そうそう。節税対策。

○11番 僕も1点ほど。11番、石田です。

2町8反くらいやられているということで、本気でやられていると思うんですけど、担い手とか、認定農業者とかはなられているんですか。

○8番 いや、なっておられないと思います。

○11番 なってもらったほうが、こうやって規模をどんどん拡大。

○8番 このたびまでは、———というの、お勤めだったんです。その関係で、今から働きかけたら、される可能性があります。僕は農業だけだと言われていました。

○11番 ですよ。いや、そういう本気な方はどんどん、担い手も少ないので。

○8番 御主人よりは、奥様のほう。

○藤井会長 お幾つですか。

○8番 前の———がおられたでしょう。あれと同級生。だから、63ぐらいだろうね。

○事務局 年齢が、———が———、———が———です。

○8番 そうだろう。———と高校のとき同級生だったと聞いています。それで、あれからやり始めた。———が———になってから本気でやり始めた。

○藤井会長 これから、認定農家もそうですけども、プランを作成していかなくちやいけませんので、ぜひ認定農業者にまず、なっただくようお願いを。

○8番 あとの———の残りが、やっぱりあそこは6反ぐらいまだあります。それも、今の税金の関係を考えながら取得していくということまで確認しています。税金対策って、大変なんですよ。

○藤井会長 今回購入される、所有権移転される土地の周りにこの2町8反があるんですか。

○8番 いや、そうじゃなくて、今のこの周りには。

○藤井会長 住所見たら、———と書いてあるので、大分自宅とは離れていますよね。

○8番 これは、———と、それから、今の———の———というんですけど、この周りが多いです。

だから、この2町8反の中に、今の田んぼも入っているということです。

○藤井会長 いやいや、入っていないでしょう。

○8番 入っているんです。今、保全管理しているということは、管理上は私がやりますということになっているんです。だから、今度は所有権の移転だけということですね。預かっていたものを。

○11番 利用権か何か設定してやっておられたわけですね。

○8番 やっていた。だから、その旨、さっき報告したと思うんですけど。

○11番 そうですね。

○8番 それを、今度は、自分のものにしてくれと。タダでというけど、タダじゃ大変なことになるからと。

○11番 大変なことになる。

○8番 それで、金払うということですね。

○11番 わずかでも払ったらいいと。

○8番 そうそう。だから、その手で何年かかかってやるということです。

○藤井会長 これ、利用権設定になっていたか。だったら、合意解約か何かに出ていたか。出ていな

いでしょう。まあ、どっちでもいいけど。そうすると、2町8反の中には入っていないということになりますね。

○8番 これで見るとね。

○藤井会長 それはわからないけど。まあ、それなりの規模やっていたら、これからね。

○8番 だから、何か取り組みが前向きでしたね。若いからね。なかなかやってくれる人がいない。

○11番 担い手になってくれれば、農政係が所有権移転も、登記とかやってくれるので、かなり安くできるというか、そういうメリットもあるので、ぜひ。

○8番 今からの、あの周りの問題があるね。

○11番 それも含めて、ぜひ勧めてあげていただければ。

○8番 また行ってみましょう。

○藤井会長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。挙手全員ということで、4番、可決承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○15番 15番、原田です。

議案第11号の5番は、———より———への所有権移転の申請です。

現地の確認と申請者等への聞き取りを3月11日に行いましたので、報告いたします。

現地は、9ページの地図のとおり、———と———、これの交わっている——という交差点があるんですが、そこから西側へ200mくらい行ったところの、ちょうどそこに———の自宅があるんですが、その———の自宅の北側、裏側に位置しております。

譲渡人の———に話を聞いたら、———、病弱だということで、当農地についてはしばらく耕作はしていない。保全管理のみやっていたということで、———の家のすぐ裏側ということもあって、———に話をしたら、話がまとまったということでした。

譲受人の、この———というおばあちゃんには会えなかったんですが、息子さんが———という方で、65歳の長男の御夫婦が同居されているんですが、実際にはこの長男の方が主に農作業をやっているということでした。

先ほど言いましたように、自宅のちょうど真後ろです。わずか5畝ですが、この田んぼの北側に———の自分の田んぼがあるということで、自宅と自分の田んぼの間に5畝の小さな田んぼが挟まっているような状態ということで、今回、耕作するにも都合がいいということで、譲り受けることにしたと。

——は、この自宅にはそれくらいしかない。全部合わせても2反もないと思うんですが、そのほかに、自宅から離れたところになんかの農地を持たれております。現在、1町7反くらい耕作しているということで、8ページの営農計画の中にも、農機具の状況も、乾燥機、もみすり機も含めて全て完備しておられました。定年になる前に全部の機具をそろえたということで、約1町7反なので、もっと増やしたらどうですかという話をしましたけども、これ以上増やす気持ちはないようでした。

農地法第3条の第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項ですが、これについては、全て該当はしておりません。許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

報告は以上ですが、皆様の御審議のほど、よろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手お願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、可決承認します。

続きまして、議案第12号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書の2ページ、資料は11ページからになります。

議案第12号につきましては、農地法第4条の規定による許可申請が1件提出されております。

受付番号1、飲食店です。

農地区分は、集団農地面積80haの農地で、施行令第5条第1号に該当する第1種農地です。

許可該当法令は、施工規則第33条第4号の集落接続です。

開発許可申請準備中です。

以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 11番、石田です。

本案件ですが、——の、場所については、県道をずっと——の方に向かって行って、——という——があるんですけど、そこを——のほうに右に曲がって、200mくらい行ったところになります。

もともとこの——の、もうお亡くなりになったんですが、お母さんが所有しておられた農地で、そこに住んでおられたんですけど、もう誰もいらっしやらない状態になっていて、今、——にお住まいの——がここに帰ってきて、飲食店をオープンされようとしているものでございます。

資料は若干訂正があって、16ページですけど、上から3つ目の造成の方法の盛り土が0.45m、記載がないですが、45cmほど盛り土をされるようになっていきます。

それと、その下の擁壁の設置ですが、高さが0.65m、65cmの擁壁を建てられることになっています。

秋頃オープン予定ということで、地元の野菜とかを仕入れて、それを使って、ここで出したいと。あと、もう一枚小さい農地があるんですけど、野菜は作ったことがなくて素人ですとは言われたんですが、自分でも、その店で使う野菜をそこで作りたいも言われておりました。

なかなかお店がない地域なので、どんな感じなのか、地元としては楽しみにしております。

以上です。皆様方の御審議、よろしく申し上げます。

○藤井会長 説明が終わりました。

審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。

○8番 8番の古谷です。

———、年齢は何歳ぐらいですか。

○11番 聞いていないですけど、——くらいと思います。

○藤井会長 ほかにございませんか。よろしいですか。

私も見に行ったんですけど、どういったお客さんが行かれるのか、ちょっと大丈夫かなという思いもあるんです。

○11番 とりあえず1回行ってみよう。

○藤井会長 皆さんも、お近くに行かれたときには、ぜひ寄ってみてあげてください。

よろしいでしょうか。御意見ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、12号の1番、可決承認いたします。

続きまして、議案第13号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。

議案書の3ページ、資料は17ページからになります。

議案第13号につきましては、農地法第5条の規定による許可申請が5件提出されております。

転用目的は、建売住宅が1件、太陽光発電設備が4件です。

受け付け番号1、建売住宅です。

農地区分は、集落農地面積0.09haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

開発許可申請準備中です。

受け付け番号 2、太陽光発電設備です。

農地区分は、集団農地面積 63.6 ha の農地で、施行規則第 45 条第 2 号に該当する第 2 種農地です。

受け付け番号 3、太陽光発電設備です。

農地区分は、集団農地面積 2.1 ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第 2 種農地と判断します。

受け付け番号 4、太陽光発電設備です。

農地区分は、集団農地面積 3.7 ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第 2 種農地と判断します。

受け付け番号 5、太陽光発電設備です。

農地区分は、集団農地面積 0.2 ha の農地で、施行規則第 45 条第 2 号に該当する第 2 種農地です。

以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、1 番、地元委員さん、説明をお願いします。

○6 番 6 番、吉本です。

久しぶりに転用が出ました。もう田んぼがないんですが、1 個だけ残ってました。

資料の 17 ページの、申請地と書いてあるところですが、写真があるように、周囲は全て宅地化しています。寂しい限りです。

それでは、説明いたします。

本議案は、—————という方が、妹さんですが、お母さんと一緒に住んでいらっしゃるんですね。外 1 名というのが、—————という方が——にいらっしゃるって、こちらがお姉さんです。お二人の所有している土地ということです。この土地を、—————の方が宅地を造成するという事案です。

場所は、18 ページを見られたらわかるんですが、—————の西、—————とあります。あのちょっと右のほうです。—————の南西です。

それで、現場調査、3 月 15 日 2 時半から、農業委員会事務局の 2 名の方と、田村職務代理者で行いました。地主の—————はお勤めなので、13 日の夕方、6 時 50 分から、直接面談してお話をお聞きしました。

田んぼを 3、4 年前ぐらいまで一生懸命頑張って作っていたんですけど、周りが宅地で水が汚いということで、女性ですが、——か——くらいの間です。もう、ちょっと無理だということで、宅地にしようという話があったんです。

許可基準で、問題はないんですが、立地基準とか一般基準とかあるんですが、宅地も非常に需要が多くて、この土地でなければ目的を達成することができないということで、該当するかと思います。

それと、————は、——のほうで、宅地はされているようです。不動産屋と話していたら、すぐ行政書士が来られるということで、3月13日の9時頃に、————が、事業計画と被害防除計画書を作っていたらので、こちらの確認をいたしました。

水利組合も、同じ日の13時半、————と確認をしたところ、特に問題ないということですし、同じ町内で————も内情を知っておられたので、あそこはもうほかに田んぼもないということで、問題ないというお話を聞きました。

周辺はもう全部宅地ということで、残念ながら、宅地転用仕方ないだろう、問題ないというふう  
に地元の農業委員としては考えております。

皆さん方の御意見をお願いいたします。

以上です。

○藤井会長 説明が終わりました。

審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、可決承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明お願いします。

○2番 2番の池田でございます。

議案第13号2番、太陽光発電設備による、————から————への所有権  
移転の許可申請でございます。

場所は、23ページをご覧ください。

北のほう、広く空白のところが————です。その北側に————があるんですけど、約40  
0mのところでは。

3月の14日に、午後3時、事務局2名と宇多村小委員長さんと私との4名で現地確認をいたし  
ました。

8月17日、————にお住まいであります————と電話でお話をいたしまして、これまでの  
経緯を話してくださいました。

20年前にお父さんが亡くなられ、それから相続で引き継がれまして、ずっと勤められていまし  
たので、耕作は近所の方にしてもらっていたそうです。無償で貸しておられて、管理はきちんとし

てもらおう約束でお願いされていたそうです。そのうち、お母様が高齢で亡くなられまして管理が難しくなり、5年前くらいから、行政書士さんに、手放す方向でお願いされていたそうです。

このたび、ソーラー設置等の話が出まして、近所にお兄さんがおられますので、——自治会長さんに相談されまして、昨年の12月16日に、——の——、これは担当の方です。その方と同席されまして、近所の方に集まっていたき、図面を配って説明されたとのことです。

——の——にも確認いたしました。雨水の放流先が農業用排水路であるため、きちんと管理されますよう、また年2回、この地域では清掃作業もございますので、これにも参加していただき、住宅がすぐそばにもありますので、地域でトラブルが起きないように、そういう面もお願いしておきました。

以上でございます。どうぞ皆様方の御審議、よろしく申し上げます。

○藤井会長 説明が終わりました。

審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○11番 地元説明をなさったということですけど、そこでは特に異論はなかったんですか。

○2番 別になかったと聞いております。

○11番 そうですか。

○2番 本当は嫌かもしれないけど、どうしようもないと思ったかもしれないですね。

○藤井会長 ほかにございせんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、可決承認いたします。

続いて、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○15番 15番、原田です。

議案第13号の3の許可申請は、——の農地を息子さんの——が借り受けて、太陽光発電設備として転用したいという申請でございます。

現地確認を3月13日に事務局及び内田委員と行いましたので、その結果について御報告をいたします。

現地は、資料の29ページ、それから30、31ページのとおり、——の南側のため池、3つあるんですが、そのため池のすぐそばに隣接している農地であって、農地区分は第2種農地となっております。

この申請地の前の道路から北西側に向かって、なだらかな丘といますか。登記地目、現況も畑

ということで、なだらかな畑地になっております。

現在は、特に耕作はされておらず、一部にはちょっとした雑木も生えている状態でした。

この農地は、図で見ると平面に見えるんですが、二段畑になっています。1 mぐらいの段差があるんですかね。31ページの地図でいうと、長いほうに二段畑になっているんです。1 mぐらいの段差がついての二段畑で、造成は特にしないで、整地のみして、太陽光発電設備を設置すると。段差はパネルのいわゆる支柱ですね、受ける支柱の長さを調整して水平に設置するという話でした。

周辺の農地はほとんど畑ですが、一部の畑では野菜等が耕作されていますが、ほとんどが耕作されてなくて保全管理のみという状態でした。この道路の南側、29ページで見ると道路南側の斜線のところ、既に転用済みなんですけど、これも全て太陽光発電になっております。

この申請地のすぐ近くに内田委員の農地があって、この周辺は内田委員がよく御存じなので、内田委員から申請者の———に対して、2点ほどお願いをしていただきました。隣接するこの———という家に、ちゃんと話をしておいてくださいということと、それからこの、南北に縦長の農地の南側に農道があるんですね。ちょっと細いんですが、何とか軽トラが通れるぐらいの農道があるんですが、その農道をしっかり確保しておいてくださいということのお願いをしております。周りは全て畑ということで、周辺の農地に支障を生ずる恐れもないということもありまして、転用やむを得ないかなと地元民としては考えます。

御審議よろしくお願いたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

○16番 意見じゃないんですが、16番、内田です。31ページのマーカーのすぐ下に黒く、これが軽トラが上がる道です。一部皆さんから提供してもらって確保した農道なので、ここは皆さんに支障がないように、パネルを設置してはいけないと申し伝えました。そしたら、了承されました。

○8番 パネルというよりフェンスでしょう。

○16番 フェンスなんかやられると困るのでですね。だから……。

○8番 フェンスは義務付けられているから張りますよ。

○16番 だから、フェンスを張るのも進入路を外してと言ってあります。

○8番 ああ、引っ込めてやるというならいいけどね。

○16番 そういうことですね。

○藤井会長 ほかにございませんか。49.5以下でもフェンスは要るようになったのかね。今は義務付けられたかね。

○8番 義務付けられていますよ。

○事務局 過去に転用があった案件についても、フェンスの設置を義務付けられています。法律改正が29年だったと思うんですけども、それ以降は最初からフェンスの設置、過去の分についても追

って設置をすると法律で義務付けになっております。

○藤井会長 ほかに御意見はございませんか。この区域に、——で唯一というぐらい太陽光発電ができると、まあ致し方ないなとは思いますが。けれども、先ほど3条で出てきたあれもこの近くなので、ああいう方もおられるので、ぜひ何とかしていただきたいなという思いがありますけど。

○15番 水利権が違うんですね。——場合と。今回は完全に畑なので、水路がないですよ。何も。

○藤井会長 何か御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、可決承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○8番 8番の古谷です。議案第13号の4は——の農地を——が太陽光発電事業のため所有権移転したいとする申請でございます。3月15日に、吉本小委員長さんと事務局2名の方と農地の現地確認をいたしました。なお、今回関係する農地の所有者——とは頻りに相談を受けておりますので、今回は特にヒアリングをいたしておりません。——からは家と宅地及び畑を一緒に手放したいとの要請で、数年前農業委員会が預かっている案件でございます。昨年の11月、家と宅地は売れたのですが、この畑だけが残って大変心配しておられました。今回、太陽光発電事業を主体とする——があり、今回の申請となったものでございます。

それから、農地の現況は黒マルチシートが前面に敷かれて、保全管理はされております。当該農地の場所は、資料の36ページの——がありますが、それより——に——沿い寄りに200mくらい行ったところにあります。それから——の資金繰りについては確認しましたが、某銀行の預金残高証明書が出ておりますが、費用と資金見ますと自己資金で十分賄えるものと判断いたします。

なお、この企業の定款等で太陽光発電事業の可否について確認いたしましたが、事業計画書にありますとおり、経済産業省より再生可能エネルギー発電設備認定の関係の写し、それから会社の会議事録あたりを確認するために、行政書士に連絡をとり、コピーで送っていただいております。

それを確認した結果、定款の手続きはまだされておられませんけれども、これで代替できると判断いたしております。したがって、特に問題はないと思っております。なお、40ページの被害防除計画については雨水のため排水計画は自然流下となっております。また、畑地にありました既設の排水

路をそのまま利用するという事なので、特に問題はないと思っております。

この申請農地は第2種農地のため、まず立地基準では、周辺の他の農地では事業目的が達成することができない場合はよいという規定があります。また一般基準では、確実に転用されるかどうかということについてですが、平成30年1月30日付で電子申請がされており、既に承諾コードももらっておられますので、このコードを入力することで登録完了という手続になるそうです。

また、某銀行からの、先ほど言いましたが残高証明もあって、資金的にも申請どおりの転用がされるものと判断いたします。次に、周辺の営農条件に悪影響を与えないかについては、雨水のみであり、また既設の排水溝で流すということですので、特に支障はないものと判断いたします。したがって、地元委員としては審査基準をいずれもクリアしていると判断しておりますが、皆さんの御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいでしょうか。私から1点、35ページの地図でいうとどっち側に家が、どの家

が。

○8番 今、———の隣が申請地とありますね。その間が———の家です。空欄になっていますね。それで、今ここには———という方が家と宅地を買って住んでおられます。

○藤井会長 ———が———ですよ。

○8番 そう、———という方が。

○藤井会長 この家とセットだからね。

○8番 これを買って今入っておられるということです。その東側のこの家全体を槇の木かなんかでずっと囲いがしてあるので、ちょっと工事するもの大変だなということで、当日農業委員会の事務局の吉本さんとも一緒に行ったときに、この———にお話、ここを使わせてくれと言ったら、いいですよと内諾をいただいています。

○藤井会長 委員さんからお話聞いているのでは、この———この土地もほしいような状況だったやに聞いています。今皆さん方が検討いただいている空き家住宅にとって、これがもうちょっと早くまとまっていれば、ここが農地として残った可能性もあるんじゃないかなと残念な思いもあるんですけれども。

○8番 ありがとうございます。

○藤井会長 今回そういった形で一応農地として処分がついたというのは、致し方ないかなという思いではありますけれども。

○8番 私も全く同じです。

○藤井会長 こういったケースもありますから、今日この月例総会の後に、引き続き皆さん方に協議していただくことになっておりますので、よろしくお願いします。

ほかに何か御意見ございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。4番、御承認いただければ挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、可決承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番、内田でございます。——地区の太陽光発電転用許可申請です。3月の13日に事務局2名、三輪委員さんと私、内田で現地確認させていただきました。

現地は42ページの——が近くにあるんですが、——というお宮があり、その北側に位置いたします。——という地区名です。市街化区域の真隣ぐらいに位置するところですよ。非常にいい条件のところでございます。

43ページのマーカー部分ですが、水田が2枚、この田んぼは水利にはちょっと問題がある。水が入りにくいような田んぼなんですけど、一見して大変好条件の水田です。周りの道路がアスファルト舗装されていますし、私が見ていい農地ですが、譲り渡し人の——は全く営農をされる意思はございません。私もよく知っている人ですが、相続によってほかにも田を持っておられます。でも、自分が作られることはございません。全部人に預けておられます。

ただ、この農地は去年までは——という方が作っておられたんですが、この方が返納したんです。これは困ったということで、今頃皆さん方も同じでしょうが、田んぼの耕作を依頼しても、やろうという人はいないですね。

13日にこの太陽光発電をされる——の——と——、両方に電話にて確認させてもらいました。全く——については、どうにもこれは売りたいという気持ちでおられるようです。——の——と——、これは全くの他人でございます。知人の紹介で、この——という方に太陽光をやってもらおうという格好になったみたいですね。

46ページの被害防除計画も周辺農地には全く影響はございません。41ページの当該農地の図面南側に——という方と——がお住まいですが、そちらのお宅にはきちんと了解を取られますようお願いをしておきました。確実に了解は取るというお返事をいただいております。

気になる点は以上ですが、大変もったいない農地ではあるんですが、——が売ると言われれば、農業委員としてはしょうがないなという気がするんですが、皆さん方の御審議をお願い申し上げます。

- 藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見ある方はお願いします。どうぞ。
- 11番 —————から管理に来られるんですか、自分で。
- 16番 管理は、49.5kWですから、看板が今から新たに立ってくるようでございます。その点は、地域の方に説明してくれと。ただ水利の関係の溝掃除とかは全くございません、ここは。農業関係で協力依頼することは全くありません。ただ、条件が非常にいいんです。これは太陽光よりは宅地にすればいいなというようなところですよ。
- 藤井会長 ほかに御意見ございませんか。どうぞ。
- 6番 これの意見じゃないですが、最近太陽光発電が非常に多いですね。それでちょっと心配していることがありまして、太陽光発電を作ったことによって、周辺に高い家が建てられなくなると。逆に日照権の問題でね。太陽光を作った人が、逆に反対するというのが出るから、太陽光発電される業者の方に、高い建物があるのなら、陰になるかもしれないと言っておかないと、後でその周りの人が例えば宅地転用しようと思ったときに、できないというようなことになることもあるのでね。すぐ隣接して2階家を建てるとかあるからね。陰になるかもわからないぞと、向こうに言っておかないと、あれができたからここを宅地転用できないと農業委員に言われても困るので、宅地ができるような場所であれば、そういうことも考慮してもらったと思います。
- 藤井会長 どうぞ。
- 11番 今の関連で、やっぱり周りの所有者には絶対説明をしておかないといけないと思うんですよ。トラブルのもとですね。強制は難しいかもしれないけど。
- 6番 やっぱり一番出るのは、除草ですよ。草だらけになるからね。
- 藤井会長 今の吉本さんの心配は前からあった話ですけど、現実には起こってきていますかね、そういうケースも。
- 6番 僕自身は事例を聞いていないですけどね。
- 藤井会長 防府あたりにはなかなかそう高い建物が建つ、開発がかかることはないだろうけど、そろそろ出てきている可能性はあるんでしょうね。
- 8番 考えられる、日照権の問題もね。
- 藤井会長 そういったことも、今、石田委員がおっしゃったように一応周りに話があれば、トラブルもある程度は防げるんでしょうけども。
- 権限移譲も受けたことですし、防府独自で何かできないわけじゃありませんので、今度考えましょう。
- 11番 事務局が相談を受けたときに、毎回言ってもらったほうがいいですね。委員会で結構問題になるから、懸念されるから、周辺の土地所有者さん全員に声をかけてくださいというのは、事務局に来られたときに言ってほしいですね。

○8番 条件としてね。

○11番 条件として。

○8番 それはできるね。

○11番 何か決まりがあるのかと言われてたら、委員がうるさいからと言ったらいいかも。

○藤井会長 あくまでも法律的には権限がないでしょうけれども。それは防府の判断基準の一つかなとは思いますが、すぐにはいきませんが、これから話し合ひましょう。ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。5番、御承認いただける方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、可決承認いたします。

続きまして、議案第14号、15号を一括上程させていただきます。担当の委員さんがおられますけれども、今回は退席を求めないということにさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

では、事務局、お願ひします。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。

議案第14号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について御説明させていただきます。

議案書の4ページから内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第14号につきましては、平成31年4月1日付の公告予定の利用権設定の申請が15件提出されております。農地の集積面積は、6万4,024m<sup>2</sup>でございます。内容としまして、15件中使用貸借権の設定が13件、賃貸借権の設定が2件、新規3件、更新1件、再設定が11件となっております。

それぞれの計画の内容は、議案に記載してあるとおりでございます。全ての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第15号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の協議について、御説明させていただきます。

議案書7ページから内容を記載しておりますので、ご覧ください。議案第15号につきましては県で公告予定の利用権設定が12件になります。

内容としまして、議案第14号の番号4番から15番までについて、公社から貸付を行うものです。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○11番 14号の3番ですけど、公社を使わなかったのはなぜかなと思って。最近公社が増えてきたなと思っていたもので。

○藤井会長 この土地は農用地になっているかね。（発言する者あり）農用地じゃないと公社は通さないだろう。

○11番 だからか。白地なのかもしれない。

○藤井会長 わからないけど、どうかな。———のところは順調に経営移譲も進んでいる段階の一つではあるんですね。いずれは所有権の移転になるんじゃないか。

ほかに何かございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。議案第14号、第15号、御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第14号、15号は承認いたします。

続きまして、報告事項が16号から22号までございます。目を通していただいて、御意見のある方はお願いします。何かございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、以上で議案審議は終えたいと思います。

午後3時04分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年 3月19日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員